

# 実施要領

## 訓練全般に係る統一事項

### 1 部隊運用訓練会場の名称

- (1) メイン会場：広陵町エリア・・・「奈良県第二浄化センタースポーツ広場」
- (2) サブ会場：高取町エリア・・・「たかとり健幸の森公園及び高取バイパス」
- (3) 後方支援活動訓練会場
  - ア かしはら安心パーク
  - イ 橿原運動公園駐車場
  - ウ コメリパワー田原本店第二駐車場

### 2 基本的事項

- (1) 1日目（25日）の午前中に実施される図上訓練と、同日の午前中に部隊参集訓練から開始される部隊運用訓練については、図上訓練において指揮支援部隊長等が柔軟な部隊配置を検討できるよう連動させないこととする。

なお、図上訓練と部隊運用訓練（部隊参集）を並行して実施するため、緊急消防援助隊動態情報システムについては混在を防ぐ目的として、図上訓練と実動訓練を別々で管理する。

各府県統合機動部隊、各府県大隊及びその他の各部隊は同システムの表示災害名で「令和7年度近畿ブロック合同訓練（実働）」に各情報の入力を行うこと。
- (2) 各府県統合機動部隊、各府県大隊及びその他の各部隊は、緊急消防援助隊動態情報システムの表示災害名「令和7年度近畿ブロック合同訓練（実働）」にログインすること
- (3) 本訓練はブラインド型の訓練とするため、訓練参加隊は指揮命令系統を遵守し、安全管理に細心の注意を払うこと。万が一、事故が発生した場合は各府県で対応することとし、必要に応じて事務局と協議すること。
- (4) 出勤から部隊運用訓練実施会場までの間は、赤色灯、サイレンの吹鳴は行わないこととし、道路交通法等を遵守すること。
- (5) 赤色灯及び前照灯の点灯、サイレンの吹鳴は、各実動訓練会場内の誘導員の合図から、訓練エリアに部署するまでの間とする。（サイレンの吹鳴は近隣住民への配慮の必要性から、各大隊先頭車両のみとする。）
- (6) 各種訓練会場内は、訓練現示員、安全管理員等の指示に従い活動すること。
- (7) 訓練中は訓練現示員（コントローラー、安全管理員等）の指示及び現示シートに従い活動すること。
- (8) 訓練中の安全管理は、各隊で徹底し事故防止に努めること。
- (9) 訓練中、安全管理員が危険であると判断した場合は、訓練の一時中断を指示し、その後、安全が確認できれば、安全管理員の指示により再開すること。
- (10) 本訓練は、地震及び風水害による想定としているため、各隊は保有している資機材を用いて、余震等の二次災害防止に備える措置を行うこと。
- (11) 訓練中は、車両のエンジン等を停止すること。ただし、停車時間が短時間で、移動を要する場合や車両を活用した活動を行う場合はこの限りではない。
- (12) 各訓練会場では、複数の負傷者や要救助者が設定されているため、現示や状況に応じた救出救助活動を行うこと。

- (13) 救出した負傷者や要救助者は必要に応じてトリアージを実施した上で、病院、応急救護所等へ搬送すること。ただし、訓練想定上、各訓練会場にDMAT活動拠点本部を立ち上げているため、搬送先病院についてはDMAT活動拠点本部と調整すること。

なお、訓練内容によっては各機関のヘリコプター及び鉄道による広域搬送を実施する場合もあるため、その場合は訓練現示員の指示に従うこと。

- (14) 長時間活動を想定し、隊員のローテーション等を考慮した活動を実施すること。

なお、昼食は出動途上や各隊で準備するものとし、自己完結を心掛け、発生したごみ類は各府県で持ち帰ること。

- (15) 各隊間及び関係機関との重複した検索を避けるため、検索が終了した車両や建物等に検索済みの標示を行うこと。なお、標示については「大規模災害時の検索救助活動における活動標示（マーキング）方式について」（令和7年3月25日付け消防参第291号・消防広第310号・消防地第192号）により行うこと。

- (16) ヘリコプターの進入離脱時及び救出活動時は、ダウンウォッシュの影響を考慮した安全な距離を確保すること。なお、活動状況により安全な距離が確保できない場合等は、訓練を一時中断する措置をとるなど安全を優先し、必要に応じて航空隊の指示に従うこと。

- (17) 訓練会場を含めて、ヘリコプターと無人航空機（ドローン）の同時飛行は厳禁とする。なお、無人航空機の運用については、「情報収集・共有・伝達訓練実施要領（訓練No. ⑧及び⑱）」に記載の事項を遵守すること。

- (18) 各訓練で使用する資器材については、必ず府県名や消防本部名を記載し、自機関を明確にしておくこと。

- (19) 各訓練での服装については次のとおりとする。

ア 各本部等運営訓練

活動服、アポロキャップ又は保安帽、編上げ靴

イ 部隊運用訓練

各機関災害対応時の服装及び装備

ウ 後方支援活動訓練

各府県大隊長又は各後方支援中隊長が指定した服装

- (20) 訓練現示員等は、役割を明確にするため役割に応じた色のビブスを着用する。

### 3 部隊標示等

- (1) 緊急消防援助隊旗

訓練参加の各部隊及び各大隊は、次表を参考に必要に応じて緊急消防援助隊旗を掲揚すること。なお、荒天時は必要ないものとする。

|          | 指揮支援隊旗 | 府県旗 | 府県指揮隊旗 | 部隊旗 |
|----------|--------|-----|--------|-----|
| 図上訓練     | ○      | ×   | ×      | ×   |
| 部隊運用訓練   | ○      | ○   | ○      | ×   |
| 後方支援活動訓練 | ×      | ○   | ×      | ○   |
| 閉会式      | ○      | ○   | ×      | ×   |

## (2) 指揮棒

|        | 項目  | 府県大隊長 |
|--------|-----|-------|
| 10月26日 | 閉会式 | ○     |

### 【指揮棒の取扱要領】

- ・整列時は左手に持ち、肘を曲げることなくおおむね30度に保持する
- ・「かしら中」の姿勢は、指揮棒を持った手を動かさない
- ・「整列休め」の姿勢は、左手はそのまま、右手のみ後に回す

## (3) 車両表示

ア 訓練に参加する緊急消防援助隊車両は、各消防本部に配布されている「緊急消防援助隊○(府)県隊」のマグネットシートを前左右に貼付すること。なお、奈良県内の参加隊(県内応援隊)はマグネットシートの貼付は行わない。

※マグネットシートの貼付については、走行中に剥がれ落ちないように措置すること。

イ 実災害への出動と区別するため、次の例による表示を作成し、ダッシュボード上の見やすいところに掲出すること。

### 【指揮支援部隊】

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 訓練<br>緊急消防援助隊<br>○○(府)県指揮支援隊<br>○○消防本部(局) |
|-------------------------------------------|

### 【統合機動部隊及び大隊】

|                                        |
|----------------------------------------|
| 訓練<br>緊急消防援助隊<br>○○(府)県大隊<br>○○消防本部(局) |
|----------------------------------------|

### 【その他の部隊】

|                                    |
|------------------------------------|
| 訓練<br>緊急消防援助隊<br>○○部隊<br>○○消防本部(局) |
|------------------------------------|

### 【県内応援隊】

|                                     |
|-------------------------------------|
| 訓練<br>奈良県内応援部隊<br>○○部隊<br>○○消防本部(局) |
|-------------------------------------|

## 4 費用負担等

訓練参加に係る高速道路通行料、燃料費、食糧費、隊員及び係員の日当等の一切の経費については参加する府県大隊等の負担とする。

## 5 その他留意事項等

- (1) 参集途上については、交通法規を遵守し安全運転を心掛け、事故防止に努めること。
- (2) サービスエリア等の利用時は、消防職員として規律ある行動を遵守すること。また、混雑等を回避するため長時間の滞在を控えること。
- (3) 各隊の担当者は、集結場所の出発時間、利用する高速道路、休憩場所及び給油場所を決定した際に、事前に出動経路が重複すると予測される参加府県と時間調整を行い、混雑防止に努めること。
- (4) 高速道路を利用する参加隊については、料金所での混雑を防止するために、事前に料金区分

を確認した上で、スムーズに通過できるよう努めること。

- (5) トイレは、各訓練会場において指定された場所のみとし、指定場所以外は使用厳禁とする。
- (6) 各会場に喫煙所は設けていない。全面禁煙とする。
- (7) 関係機関の見学者及び記録員は指定された場所で見学、記録を行うこと。
- (8) 訓練参加隊員や、各府県記録員が訓練中に撮影した静止画及び動画について、訓練終了後事務局から提供を求めた場合はご協力願います。
- (9) 訓練参加者以外の各府県記録員等が、訓練会場内に立ち入る場合は、「〇〇府県記録員」と明示したビブス、腕章、首掛けネーム等、業務内容を明らかにできるものを予め準備し着用すること。また、ヘルメットや墜落防止用器具等の装備を着装すること。
- (10) 本訓練に係る一般市民等の見学については指定する会場のみ認めることとし、見学者の詳細（見学可能場所、日時等）については追って連絡することとする。

## 医療機関への搬送に関する統一事項

### 1 搬送先医療機関の情報

- (1) 被災地域の医療機関の受入可能数等について情報収集を行うこと。
- (2) 被災地域の医療機関の受入可能数等は、図上訓練においては広域災害救急医療情報システム（仮想EMI S）※を活用して随時収集すること。
- (3) 奈良県外の医療機関の情報収集についても、仮想医療機関電話番号に架電して問い合わせ先の医療機関名を申告する。または、広域災害救急医療情報システム（仮想EMI S）を活用して収集すること。
- (4) 広域災害救急医療情報システム（仮想EMI S）の情報は随時更新されることとする。

#### ※広域災害救急医療情報システム（仮想EMI S）

本訓練では図上訓練においては Google スプレッドシートに作成する広域災害救急医療情報システム（仮想EMI S）を各訓練会場にて閲覧する。

### 2 搬送先医療機関の選定

- (1) 搬送先医療機関は、要救助者の症状に適した医療機関を選定することとするが、可能な範囲で高次医療機関を温存するような医療機関選定を行うこと。
- (2) 搬送先医療機関を調整する際にDMATの協力が得られる場合は、選定医療機関や搬送方法について助言を受けること。
- (3) 事案を取り扱っている消防本部又は指揮（支援）本部が、管轄する区域の医療機関との間で調整を行うことを基本とするが、当該区域の医療機関の受入可能数を超える場合や、高次医療機関での対応が必要になる場合は、交渉する医療機関の地域を広げること。ただし医療圏及び都道府県を超える搬送調整が必要な場合は、消防応援活動調整本部等を通じるなどして奈良DMAT活動拠点本部の協力を仰ぐこと。
- (4) 実働訓練においては、医療機関選定を実施せずに現場付近に設置される仮設医療機関に全ての要救助者を搬送すること。

### 3 図上訓練

被災地域の医療機関の受入可能数等は、医療機関に直接架電（仮想医療機関電話番号）して入手する。または、広域災害救急医療情報システム（仮想EMI S）を閲覧すること。

### 4 実動訓練

- (1) 各訓練サイトから救出された要救助者等は合同救護所へ一次搬送し、仮設医療機関へ2次搬送すること。
- (2) 救急搬送は全ての要救助者を現場付近に設置する仮設医療機関に搬送すること。

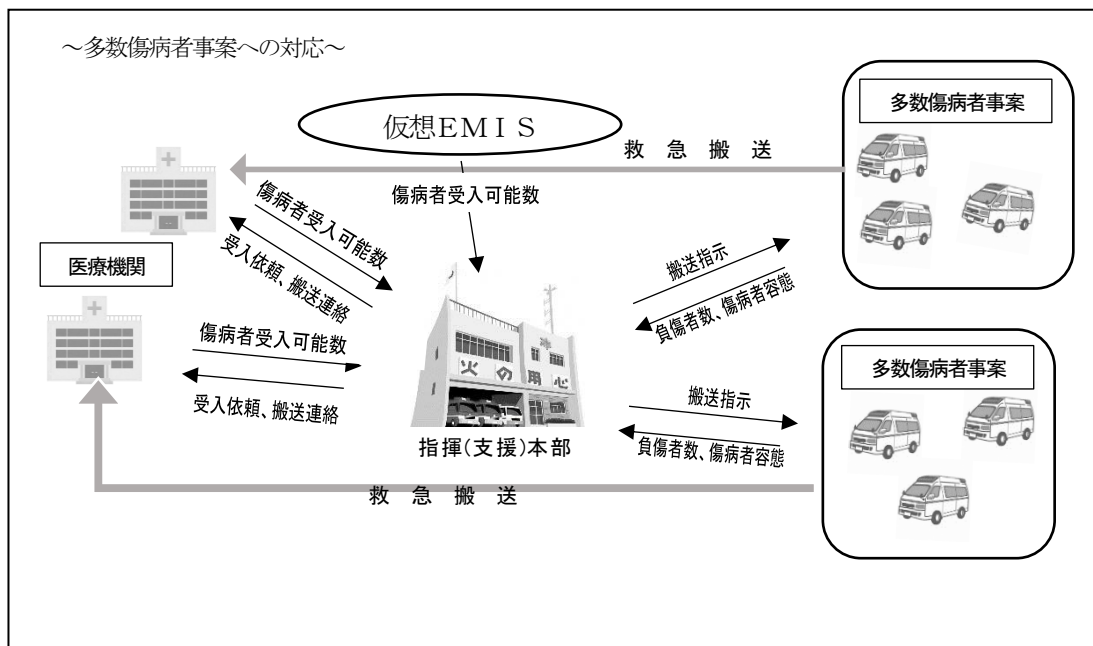
# 【医療機関への搬送調整イメージ】

○図上訓練

～通常救急への対応～

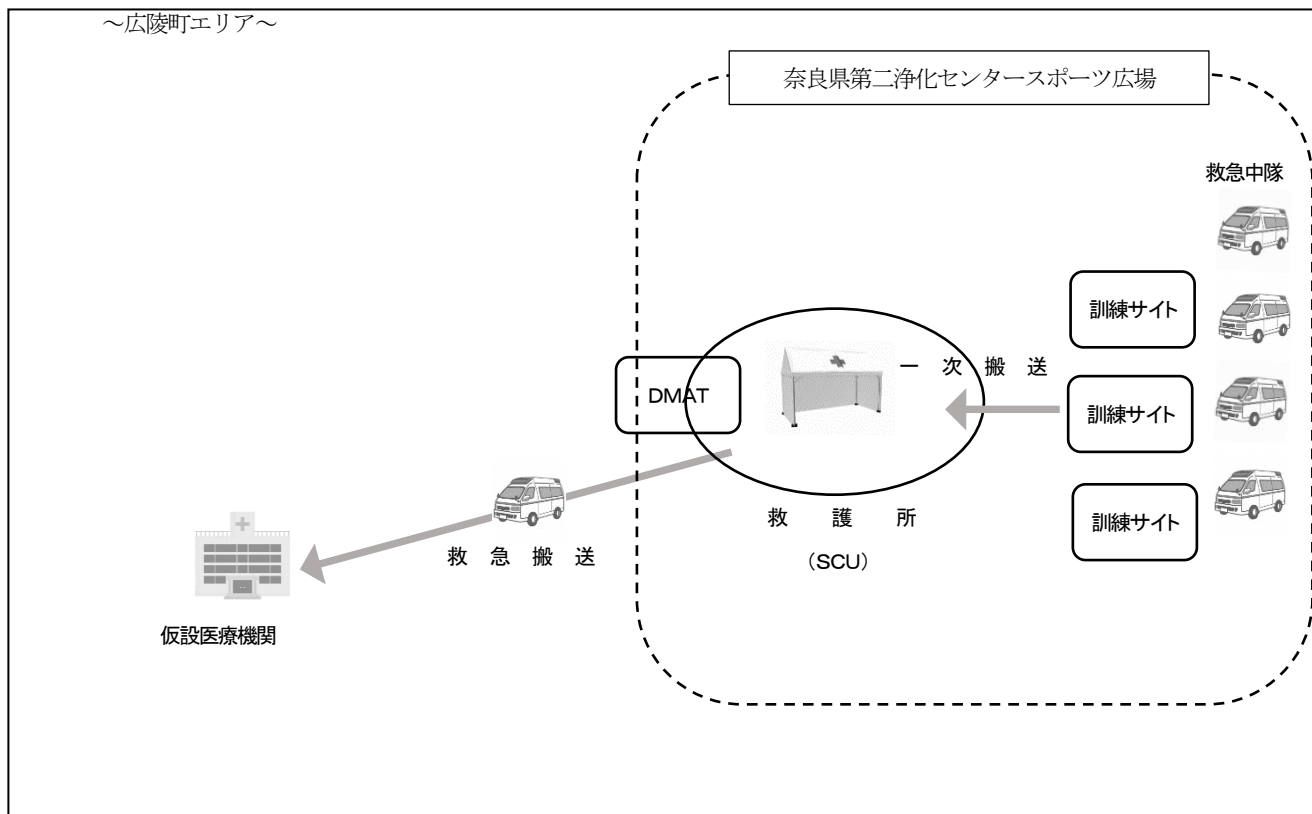


～多数傷病者事案への対応～

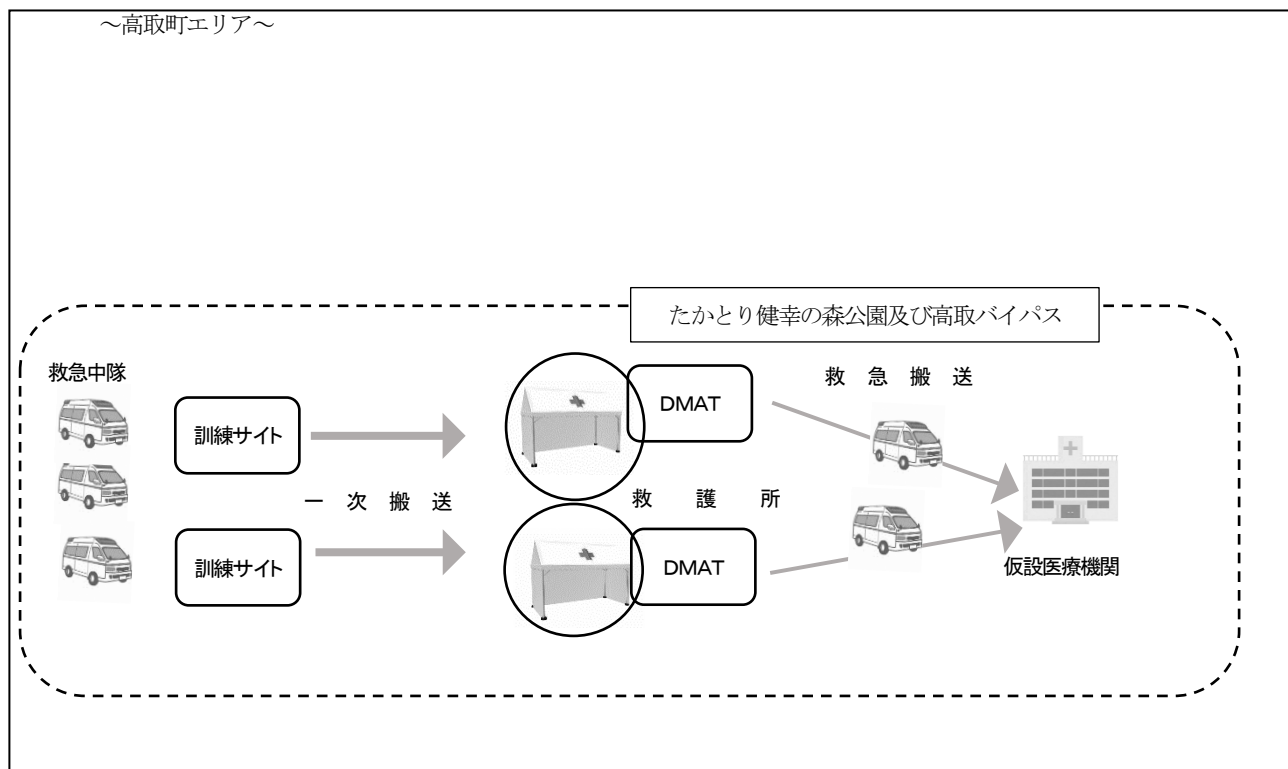


○実動訓練

～広陵町エリア～



～高取町エリア～



## 要救助者（傷病者）の対応統一事項

### 1 要救助者（傷病者）（以下、「要救助者等」という。）

生体又は訓練用人形とし、生体の要救助者等は、医療学生及び消防学校学生とする。

### 2 観察

＜生体の場合＞

- (1) 要救助者等は「傷病者演技マニュアル」等により適切に演技を行うこととする。
- (2) 意識レベル、呼吸様式、呼吸回数など、表現できるものについては、適切に表現（事前レクチャーを行う。）する。
- (3) 脈拍、血圧、SpO<sub>2</sub>などの数値については、訓練参加者が実際に測定し測定値を呼称すれば、要救助者等が口頭で想定値を示す。
- (4) 要救助者等の口元に近づいた観察は行わない。
- (5) 意識レベルの確認は、通常どおり行うこと。ただし、痛み刺激を与える場合は、軽い動作で行い「痛み刺激」と声に出すこととする。なお、見当識障害の確認は通常どおり行うこと。
- (6) 男性の要救助者等は、実際の観察と同様に行うこととするが、プライバシーに配慮した場所を考慮すること。
- (7) 女性の要救助者等の大腿上部、股関節付近には触れないこと。また、体幹部の症状を訴える場合は、触診は行わず視診のみとし、聴診は衣服の上から実施すること。この場合も観察内容を呼称すれば、要救助者等が口頭で状態を示す。
- (8) 観察及び処置における衣服の切断は行わないこと。

＜訓練人形の場合＞

- (1) 傷病者情報シートにより判断すること。
- (2) 不明な点等があれば、訓練スタッフからの指示により判断すること。

《訓練人形及び傷病者情報シート》



傷病者情報シート

|                  |                                                   |      |        |
|------------------|---------------------------------------------------|------|--------|
| 番号               | 30                                                |      |        |
| フリガナ             | 実名                                                | 年齢   | 実年齢    |
| 氏名               | 実名                                                | 性別   | 男性     |
| 歩行               | 可                                                 | 呼吸   | 18回/分  |
| 循環               | 70回/分                                             | 従命反応 | 有      |
| SpO <sub>2</sub> | 100%                                              | 血圧   | 110/70 |
| 主訴               | <b>【右肩打撲】</b><br>右肩の痛み、橈骨動脈触知充実、心電図（洞調律）、全身観察異常なし |      |        |

### 3 処置

- (1) 各種処置については、要救助者等の状態に応じた処置を適宜実施すること。
- (2) 生体に対する各処置については、次のとおり実施すること。
  - ア 酸素投与は、マスクを首にかける（実際の送気は行わない）。
  - イ 器具を使用した気道確保は、チューブ類を前胸部にテープ固定する。
  - ウ 静脈路確保は、輸液ラインを前腕に固定する。
- (3) 下顎拳上法等の痛みを伴う行為については、口頭と模擬動作で示すものとし、要救助者等に苦痛を与えないよう配慮すること。
- (4) 外傷の処置については、口頭と模擬動作で示すものとする。なお、全身固定にあつては必要に応じて実施すること。
- (5) 要救助者等の除染については、訓練人形のみ実施することとし、その際の衣服の切断は行ってよいものとする。

### 4 特定行為

- (1) 特定行為に関する指示要請については、受援側から指示体制等が示されていないこととし、派遣元メディカルコントロール協議会に所属する医師に対して行うこととする。
- (2) 特定行為指示要請の電話番号については次のとおりとし、特定行為指示要請の電話番号が繋がらない場合は通信不通と判断し、「大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について」（平成29年3月30日付消防救第48号）に基づき対応すること。

| 訓練エリア  | 指示要請先（仮想）電話番号 |
|--------|---------------|
| 広陵町エリア | 当日周知          |
| 高取町エリア | 当日周知          |

※奈良県メディカルコントロール指示医師が対応

- (3) 指示要請時は所属府県隊名、氏名、特定行為名、所属府県プロトコルを伝えること。  
例 「訓練、緊急消防援助隊にて奈良県に派遣中の〇〇県〇〇消防局救急隊です。〇〇県のプロトコルに基づき静脈路確保の特定行為指示要請です。」

### 5 トリアージタグの取り扱い

- (1) トリアージタグは、各救急小隊で準備すること。
- (2) 使用方法については、各指揮者及び関係機関と調整すること。

### 6 医療機関への搬送及び要救助者の引継ぎ

- (1) 医療機関への搬送は、設置された仮想医療機関に搬送すること。
- (2) 仮想医療機関に到着すれば、仮想医療機関を担当する医療関係者又は現場指揮者の指示に従い要救助者等を引き継ぐこと。
- (3) 要救助者等の引継ぎ時には、各救急小隊で使用している傷病者引継様式やトリアージタグ等を活用し、医療関係者又は現場指揮者に提出すること。

### 7 要救助者等の体調不良時の対応

- (1) 訓練中に体調不良となった場合は、付近の訓練要員等に申し出ることとし、訓練要員はサ

イト責任者へ報告すること。

- (2) 場合により訓練を一時中断し、体調不良者の対応を優先すること。
- (3) サイト責任者は、前(1)により申し出を受けたときは、体調不良者を確認するとともに、速やかに訓練事務局に連絡し必要な対応を実施すること。
- (4) 必要により、救急車を要請すること。

## 8 ヘリコプターによる傷病者搬送の対応について

- (1) ヘリコプターによる搬送対象者は予め定めておくこととする。
- (2) 飛行時間までに搬送準備を行う必要があることから、搬送対象者の救出時間の短縮や処置などについて、訓練現示員等が指示する場合がある。

## 9 その他

- (1) 医療学生の要救助者等は消防訓練に不慣れであるため、活動隊員は十分な安全確保を行うこととし、危険と判断した場合は、速やかに活動を中断し、適切な対応を行うこと。
- (2) 要救助者等に対し、不快と思われる言動等に留意すること。
- (3) 訓練内容によっては、高所、閉所及び狭所等が設定されているため、救出時には安全配慮を徹底すること。

## 無線通信に係る統一事項

### 1 消防救急デジタル無線の使用波について

|                    | デジタル                       |       |       |             |             |             | アナログ      |
|--------------------|----------------------------|-------|-------|-------------|-------------|-------------|-----------|
|                    | 統制波 1                      | 統制波 2 | 統制波 3 | 各府県<br>主運用波 | 奈良県<br>主運用波 | 航空波         | 防災<br>相互波 |
| 調整本部               | 終<br>日<br>使<br>用<br>禁<br>止 | ○     | ○     |             |             |             | ○         |
| 指揮本部               |                            | ○     | ○     |             | ○           |             | ○         |
| 指揮支援本部             |                            | ○     | ○     |             |             |             | ○         |
| 県内応援隊              |                            |       |       |             | ○           |             | ○         |
| 府県大隊               |                            | ○     | ◎     | ○           |             |             | ○         |
| その他の部隊<br>(航空部隊含む) |                            |       | ◎     |             |             | ○<br>(航空部隊) | ○         |
| ヘリベース              |                            |       | ○     |             |             | ○           | ○         |
| 他の防災機関             |                            |       |       |             |             | ○           | ○         |

凡例：◎「航空部隊と陸上部隊の連携時、優先的に活用」

○「上記以外の場合に活用」

- ・「統制波 1」は、奈良県内で発生した災害で消防防災航空隊やドクターヘリとの連携活動時に使用するため、終日使用を禁止する。
- ・主運用波の周波数は、各府県内の活動の際に近隣の府県との間で混信が起きないように割り当てられているが、本訓練では、同一チャンネル府県大隊が訓練参加するため、混信する可能性があることに留意し、必要最低限の使用及び署活動用無線機の活用を考慮すること。

| 周波数    | 使用府県                                           |
|--------|------------------------------------------------|
| 主運用波 1 | 青森県、栃木県、静岡県、 <u>京都府</u> 、広島県、佐賀県               |
| 主運用波 2 | 宮城県、千葉県、長野県、 <u>大阪府</u> 、愛媛県、長崎県、沖縄県           |
| 主運用波 3 | 山形県、埼玉県、愛知県、 <u>兵庫県</u> 、山口県、鹿児島県              |
| 主運用波 4 | 北海道、福島県、東京都、岐阜県、 <u>和歌山県</u> 、鳥取県、福岡県          |
| 主運用波 5 | 秋田県、茨城県、富山県、山梨県、 <u>滋賀県</u> 、 <u>徳島県</u> 、大分県  |
| 主運用波 6 | 神奈川県、新潟県、 <u>福井県</u> 、 <u>奈良県</u> 、島根県、香川県、宮崎県 |
| 主運用波 7 | 岩手県、群馬県、石川県、 <u>三重県</u> 、岡山県、高知県、熊本県           |

### 2 署活動用無線機の使用波について

署活動用無線は、各訓練会場内のみの使用に限定する。進出中等の移動中は、付近の消防機関の実災害に影響を及ぼす恐れがあるため使用しないこと。

| 25 日 (土) | 広陵町エリア                 | 高取町エリア | 県内応援隊 | 訓練事務局 |
|----------|------------------------|--------|-------|-------|
| G 1      | 終日使用禁止 (奈良県広域消防組合実災害用) |        |       |       |
| G 2      | 終日使用禁止 (奈良県広域消防組合実災害用) |        |       |       |
| G 3      | 終日使用禁止 (奈良県広域消防組合実災害用) |        |       |       |

|       |                       |   |   |   |
|-------|-----------------------|---|---|---|
| G 4   |                       | ● |   |   |
| G 5   | ●                     |   |   |   |
| G 6   | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |   |   |   |
| G 7   | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |   |   |   |
| G 8   |                       | ● |   |   |
| G 9   | ●                     |   |   |   |
| G 1 0 |                       |   |   | ● |
| G 1 1 |                       | ● |   |   |
| G 1 2 |                       |   |   | ● |
| G 1 3 |                       | ● |   |   |
| G 1 4 | ●                     |   |   |   |
| G 1 5 | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |   |   |   |
| G 1 6 |                       |   | ● |   |
| G 1 7 |                       | ● |   |   |

| 26 日（日） | 広陵町エリア                | 高取町エリア | 県内応援隊 | 訓練事務局 |
|---------|-----------------------|--------|-------|-------|
| G 1     | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |        |       |       |
| G 2     | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |        |       |       |
| G 3     | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |        |       |       |
| G 4     |                       | ●      |       |       |
| G 5     | ●                     |        |       |       |
| G 6     | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |        |       |       |
| G 7     | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |        |       |       |
| G 8     |                       | ●      |       |       |
| G 9     | ●                     |        |       |       |
| G 1 0   |                       |        |       | ●     |
| G 1 1   |                       | ●      |       |       |
| G 1 2   |                       |        |       | ●     |
| G 1 3   |                       | ●      |       |       |
| G 1 4   | ●                     |        |       |       |
| G 1 5   | 終日使用禁止（奈良県広域消防組合実災害用） |        |       |       |
| G 1 6   |                       |        | ●     |       |
| G 1 7   |                       | ●      |       |       |

### 3 呼出名称（コールサイン）について

#### （1）指揮本部

「ならこうほんぶ」：奈良県広域消防組合消防本部

#### （2）指揮支援本部

ア 「しきしえんほんぶ おおさか」：大阪市消防局

- イ 「しきしえんほんぶ こうべ」：神戸市消防局
- (3) 奈良県内応援隊長  
「ならけんないおうえんたいちょう」
- (4) 府県統合機動部隊長  
「〇〇（ふ）けんとうごうきどうぶたいちょう」
- (5) 府県大隊長  
「〇〇（ふ）けんだいたいちょう」
- (6) 府県安全管理部隊長  
「〇〇（ふ）けんあんぜんかんりぶたいちょう」
- (7) エネルギー・産業基盤災害即応部隊  
「おおさかふえねるぎー・さんぎょうきばんさいがいそくおうぶたい」：堺市消防局
- (8) 訓練参加隊  
「無線呼出名称」

#### 4 その他

特定小電力トランシーバーの使用については、各府県大隊等での活用は可能とするが、訓練要員も使用するため、混信の際は訓練要員を優先することとし、各府県大隊にあってはチャンネル変更するなどの措置をとること。